

就学援助における修学旅行支度金の事前支給等について

報告内容

令和6年度から実施を予定している区立中学校海外修学旅行の実施に伴い、就学援助における修学旅行支度金を中学2年次の3学期に事前支給するとともに、支給額を増額します。

1 経緯

教育委員会では、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒を支援するため、保護者に対して就学援助を支給しており、中学3年次に修学旅行に参加した生徒に対しては、宿泊費や交通費などに対する修学旅行費、修学旅行への準備費用に対する修学旅行支度金をそれぞれ支給しています。

区立中学校海外修学旅行の実施に伴い、パスポート取得費や外貨交換手数料などの新たな保護者負担が生じること、国内修学旅行では各学校が管理していた参加費等が公会計での管理になることから、この間、教育委員会で対応について検討してきました。

一方、区立中学校海外修学旅行については、令和5年9月4日開催の区民文教常任委員会への報告をはじめとして、令和5年第三回港区議会定例会中の区民文教常任委員会及び総務常任委員会、令和4年度決算特別委員会、令和5年10月17日及び11月17日開催の海外修学旅行調査特別委員会、並びに令和5年第四回港区議会定例会において様々のご意見をいただきました。中でも、経済的な理由で就学が困難な家庭の生徒が、修学旅行関係費の一時的な負担を理由として参加を諦めることがないようにすること、パスポート取得費など新たに生じる保護者負担も軽減することについてご意見をいただきました。

2 支給時期等の見直し

(1) 支給時期

これまでの国内修学旅行とは異なり、航空券や宿泊先を確保するため早期にパスポートを取得し委託事業者に提示する必要があるなど、保護者は中学2年次から準備に着手する必要があります。そのため、修学旅行支度金の支給時期を中学2年次とします。

現 行：中学3年次の修学旅行実施日を含む学期末

改正後：中学2年次の2月末予定

(2) 支給額

パスポート取得費用や外貨交換費用など新たな保護者負担が生じること、修学旅行先が海外となることに伴い準備経費が高額になることから、修学旅行支度金について、要保護世帯は現行の8,500円を30,500円に、準要保護世帯は現行の5,000円から27,000円にそれぞれ増額します。

	現行	改正後	増減額	(左の内訳)
要保護世帯※	8,500円	30,500円	22,000円	パスポート取得費用 11,000円 旅程外現地活動費用 5,000円
準要保護世帯	5,000円	27,000円		外貨交換費用 1,000円 キャリーケースレンタル費用 5,000円

※ 要保護世帯の修学旅行支度金のうち8,500円は生活保護の法外援護費として支給されます。

3 就学奨励費の取扱い

特別支援学級に通学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減する就学奨励費においても、就学援助と同様、修学旅行支度金の支給時期を中学2年次とするとともに、支給額※を増額します。

※ 就学奨励費における修学旅行支度金の支給額は、就学援助の半額となります。

4 予算所要額（概算見込額）

4,369千円

(内訳) 就学援助 4,315千円 (既定予算で対応)

就学奨励費 54千円 (既定予算で対応)

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月 就学援助システム改修

12月26日 海外修学旅行調査特別委員会

令和6年1月下旬 海外修学旅行保護者説明会

2月上旬 修学旅行支度金事前支給申請期限

2月末 修学旅行支度金事前支給